
論 説

「植民地」としての隣国か？

ポーランド住民へのプロイセンの同化政策に関する
1913年の日本人の調査報告書—読後における考察

ヴォルフガング・ザイフェルト
(訳) 山田 徹

【序】

ここ十数年来、欧米、就中日本の学会において、「日本の植民地支配」に対する批判的な研究が進んでいる。同時に、北東アジア諸国の公式の政策では、具体的な国益を超えて、自国に強く引き寄せ、しばしば「排他的なナショナリズム」を伴う様々な見解が表明されてきた。これらの政治的、学問的な論争の誘因になっているのは、ほとんどの場合、日本本土からさほど遠くない地域への日本の支配に対する評価と関連するものである。近代日本の国家形成過程では、維新後の文化的、軍事的指導者の当初の戦略的視点が、今日では日本の構成部分として自明とされる諸地域に向かっていたことは、よく知られている。それらは、北方では本土四島の四番目の島である北海道であり、ここには土着のアイヌ住民が含まれていた。南方では、九州の南に位置する琉球諸島、今日では日本の行政区域としての沖縄県がそれにあたる。この「内部的植民地」についての歴史研究も、また台湾、朝鮮、中国東部とミクロネシア諸島の一部の地域（これらの地域は「外部的植民地」と一括される）での「植民地史」に関する研究も、ずっと以前から、狭い意味での政治史か、または外交・軍事史の伝統的なサブ分野の枠組みの中でのみ行われてきた。そこでは、国の庇護の下で日本企業が経済的に浸透してきた時代以降の、異国の諸地域の社会的、文化的な転

換が主として研究されてきたのである。これらの研究の関心は、教育・言語政策を手段とする日本帝国への住民の文化的統合にあった¹⁾。日本にとり、領土の併合とその後の現地住民の統合という二つのプロセスは、未知の挑戦だったのである。もちろん、そこにはまた異なる言葉の問題もあったのだが。

では、そのような「外部的植民地」と表現される領土の併合は、日本の政治的秩序の中で、どのように位置付けられたのであろうか。新しい領土は、新生の日本にふさわしいものとされたのだろうか。さらには、新たに拡大された国家秩序は、いかなる方法と手段で維持されうと考えられたのだろうか。異なる国と未知の領土の獲得とその政治的統合に関して、また現地社会の統合に関して、日本は当初、それに対応する言葉を文字通り欠いていた。伝統的に中国中心の東アジアの国家間秩序を表す語彙群には、西欧的な「植民地」の概念に対応する言葉はなかった。「植民地」という日本語は後になって作られ、様々な言説の場で採用されたのである²⁾。では、新たに獲得した領土はどのように表記されるべきだろうか。後年に日本の影響下に入った地域の内、一つのケースだけでは、日本の政治と世論は「植民地」という言葉を使わずに対処したが、これは、中国北東部の3郡、後に4郡を編入した満州のケースである。日本外交は、この地では「植民地」という表記の問題を回避しえた。というのは、1932年に人為的に作られた「満州国」(Manzhouguo)は、「独立国家」と宣言されたからである。もちろん、国際連盟はこの国を独立国家としては認めなかったのであるが。

では、日本が望んだ国際的な承認の問題は、朝鮮(韓国)併合の場合には、言葉のレベルでは克服しえたのだろうか³⁾。アメリカ政府は、日露戦

1) この点を分析することが駒込武の包括的な研究の目的である。駒込武『植民地帝国日本の文化統合』岩波書店、1996。

2) A. Dudden: *Japan's Colonization of Korea. Discourse and Power*, Honolulu 2005: University of Hawaii Press, 特にS. 136-138を見よ。

3) この点については、A. Dudden が、註2で挙げた研究書の中で初めて言及した。

争での日本の勝利後に日本の朝鮮支配が貫徹されると、その外交関係文書から朝鮮国の表記を消去した。1905年に「保護」の対象であると宣せられた朝鮮は、1910年の日本による併合とともに国家として消滅し、その主権は同国から奪われたのである⁴⁾。日本での「殖民学会」（後の植民地学会）の創設と、朝鮮での政治的な諸措置とその前進や後退をめぐる日本での議論の中で、「植民地」（“Kolonie”）という概念—朝鮮も考慮に入れて—は、学会や世論の言説の中に浸透していった。ただし朝鮮については、この概念は公式の日韓条約では用いられず、そこでは国家の正式の名称が使用されたのだが、このような植民地に関する言説は、遅くも、台湾が日本帝国に併合された1895年には表れている。

私は本論文において、概念と呼称の問題を優先的に扱うことは意図していない。ただし、これらは、二国間の上位・下位関係を規定する際に、事実上の権力状況を表現する（もちろん法的・公式的言語によって語られ、従ってほとんどが美称化されるが）。即ち、この選ばれた概念と呼称は、各国・地域間の上位・下位関係を、各時代に条件づけられた国際法の枠組みの中に位置づけ、その特殊な関係をほほこの内部で「合法化」する。かくして国際法上の呼称は、先ず、列強の間での新たな領土獲得の正当化をもたらすのである。別の視点から見ると、これらの概念—特に「帝国」と「植民地」の概念—は、同時に、その担い手を鼓舞し、行動に駆り立てる理念ともなるであろう。とすると、それらは政治学的な分析のためだけではなく、また政治的な行動のためにも投入されるのである。理念としてのこの「帝国」と「植民地」の機能につき、私はいま少し接近することにしたい。

4) 詳細な分析は、笹川紀勝 李泰鎮 編『国際共同研究 韓国併合と現代。歴史と国際法からの再検討』明石書店、2008。Wolfgang Seifert, „Japan Großmacht, Korea Kolonie - völkerrechtliche Entwicklungen vor und nach dem Vertrag von Portsmouth 1905“, in: M. H. Sprotte / W. Seifert / H.-D. Löwe (Hg.), *Der Russisch-Japanische Krieg 1904 / 05. Anbruch einer neuen Zeit?* Wiesbaden 2007: Harrassowitz, S. 55-82 を見よ。

【帝国の理念と植民地支配—先駆者としての欧米列強】

このように歴史的発展を前方に駆り立てる理念が、特に19世紀の後半では、「帝国」(“Reich”)、より正確に言えば“Empire”としての「帝国」であった⁵⁾。この時代はヴォルフガング・モムゼンによって「高度帝国主義」と特徴づけられ(他の少なからぬ研究者もこの表記を用いる)、歴史家にとっては、脱植民地時代、従って幾つかの国では第二次大戦後の時代までを含むものであった。帝国という現代的理念と並んで植民地という理念が存在し、それもまた19世紀の現代的理念として了解されるものである。植民地の獲得とその維持という課題に結び付くこの理念は、近代以前の植民地とは区別されるものであり、同様に、近現代の植民地主義(Kolonialismus)は、近代以前の植民地主義とは本質的な点で異なっていた⁶⁾。「植民地」という現代的理念は、「帝国」のいわば裏面としてあり、両者は対になっている。特に19世紀の初頭からは、西欧列強が全世界で影響力を拡大し、これらの国々は、国際政治の中に、国際関係の原則と列強としての地位のあり方を刻印づけたのである。ここでは、一つまたは複数の植民地をもつ国のみが大国になる能力をもつ、という観念が発達した。日本の指導的な政治家と軍人もまた、1889年の帝国憲法の発布によって確立された現代日本の中央国家を、列強内の大国へと強化する意思をもち、それに応じた国の力を、特に教育・訓育、経済と軍事の分野で発展させようとした。彼らは、自らの新国家が植民地に対していわば「率先して範を示さなければ」(“vorweisen”)ならないと考え、かくして列強大国の輪の中に受け入れられることを望んだのである。日本自身もまた、国際社会の中で西欧列強との「不平等条約」により、下位の地位に縛られるという経験をもち⁷⁾、ようやく1911年に条約で拘束された不平等な地位から脱却し

5) ドイツのケースでは、現代の帝国理念は、「(ドイツ人の)神聖ローマ帝国」の古い帝国理念とは区別されなければならない。

6) Vgl. J. Osterhammel / J. C. Jansen, *Kolonialismus. Geschichte, Formen, Folgen*, München 2012 (7. Aufl.): C. H. Beck.

た⁸⁾。それ故になおさら、日本の指導者は、西欧列強からのあらゆる不平等な扱いに対して対抗したのである。1919 年のヴェルサイユ講和条約をめぐる交渉でも、日本の代表団は、「民族間の平等」を大国クラブの一員になる基準とすることを求めた。日本側の提案は、自身の権力地位的な利害に突き動かされていたとはいえ、同時に、西欧諸国の普遍的レトリックに依拠したものであった。しかしこの提案は、まさにその西欧諸国から拒否されたのであり⁹⁾、私は、この体験から明らかになった西欧側の二重基準は、国際法をめぐる日本での議論に今日まで刻印されている、と考えている。

さて、上述のように「植民地の理念」は帝国の理念と論理的に結び付いており、それは東アジアの伝統的な国家間秩序の中には存在しなかった。とすれば、次のような疑問が生ずるだろう。つまり、日本人は、植民地という理念をどこからもってきたのだろうか。政治学の理論をめぐる今日の議論では、とりわけ民主主義の理念と関連して、「規範の分散」という標語の下での「理念の移動」、「再反復する普遍主義」(M. Walzer) 等に関する研究が、重要な役割を果たしている。政治思想史という学問は、ハイデルベルク大学の政治学者 K. v. バイメが定式化したように、「多様な政治思想の貯蔵庫」とされるが、それは、様々な思想と理念の移動によってより豊富になった、と理解しうるだろう。それだけでなく、この学問はさらに、国や地域を対象とする歴史研究と結び付いて、そこでの政治思想を具体的に解明しうるのである。いずれにせよ、日本は、帝国という理念から論理的に帰結する植民地の理念を継受した。この理念は、当時の西欧諸国では何ら否定的な意味をもつものではなく、全く逆に肯定的な意味をもってい

7) U. M. Zachmann, *Völkerrechtsdenken und Außenpolitik in Japan, 1919–1960*, Baden-Baden 2013: Nomos、特にその第 1 章を見よ。

8) H. Kleinschmidt, *Das europäische Völkerrecht und die ungleichen Verträge um die Mitte des 19. Jahrhunderts*, München 2007: Iudicium を見よ。

9) 国際法学者の大沼保昭は、この点を既に 1987 年に発表している。英語の研究書としては、Naoko Shimazu, *Japan, Race and Equality. The Racial Equality Proposal of 1919*, London 1998: Routledge.

た。というのは、それは、理念の主体が植民地の獲得とその保護によって文明化の使命を果たす、という信念と結び付いていたからである¹⁰⁾。「文明化」という観念は、進歩の思想に組み込まれており、植民地の獲得を喧伝する者は、これが人類の進歩に貢献するものだと認識していた。当時の日本は、このような考え方ないし理念を、先ずは西欧から引き継いでいた。そのような理念の継受者の典型として、日本の植民地学の創始者の一人で、後の『武士道』（原文は英語で、*Bushido: The Soul of Japan-1900*）の著者でもある新渡戸稲造（1862-1933）がおり、彼は1910年以降、植民地政策についての講義を、常に「植民は文明の伝播である」という呪文（Mantra）から始めたのであった¹¹⁾。

日本の植民地獲得の政治的正当化は、西欧の政治家によっても受け入れられ、彼らは日本の朝鮮併合を、植民地拡大の思想カタログの中で正当化した。その著名な例は、アメリカ大統領のセオドア・ローズベルトであり、彼は1914年に、以前の日韓条約の日本による破棄を念頭において、それを以下のように回顧的に記している。「朝鮮は全く日本のものである。確かに条約では、朝鮮が独立を保つべきことが厳粛に約束されていた。しかし朝鮮自身は、この条約を守るには無力であった。（…）さらに、この条約は、朝鮮が自身を統治するという誤った前提の上に立っていた。朝鮮が真の意味で自己を統治できないことは、以前から明らかである。日本は、朝鮮が強大な他の大国の手に陥ることを見過ごす余裕をもたなかった。（…）従って、日本は時宜が来たと考えたときに、条約を冷静に破棄し、朝鮮を併合したのである」¹²⁾と。言い換えれば、植民地支配のこのような考え方には、自己統治に関する朝鮮民族の未成熟とそれによる無能力という

10) この点については、vgl. Boris Barth / Jürgen Osterhammel (Hg.), *Zivilisierungsmissionen. Imperiale Weltverbesserung seit dem 18. Jahrhundert*, Konstanz 2005: UVK Verlagsgesellschaft.

11) 新渡戸はハレ大学で農学を研究し、そこで博士学位を得ている。彼はまた、西側でよく知られている「武士道—日本の魂」の著者であり、彼はそれを当初、英語版で刊行した。

12) Theodore Roosevelt, „The World War: Its Tragedies and its Lessons“, *Outlook*, 23.09.1914, p. 174.

観念が中核に存在したのである。こうして、西欧列強の代表者の眼から見れば、朝鮮は、政治的独立に対する原理的な要求を、それが一般に同国に認められていたとしても喪失したのである。

ローズベルトの引用で精確に表現されたこの見解に、従来、外国を植民地にした経験をもたない日本の政治権力者は、日本帝国の強化のために合流した。この時代のすべての欧米列強は、「自己統治への無能力」については、ほぼ同様の考えをもっていたのである。もちろん西欧でも、少数の観察者は、植民地建設のための暴力的征服という思考と行動に無条件で与したのではないことを、控えめだがここで強調しておきたい。また、すべての日本人がこれに同調したわけでもなかった。きわめて両義的な評価を下した例としては、1905 年の保護領化という朝鮮の転換期にソウルに滞在した、一人のドイツ人外交官の言を引用するべきだろう。「すべてが崩壊している今、誰もが、またどの機関も抵抗をなしえず、降りかかってくる災禍の広がりをも、どの朝鮮人も理解していない。彼らは、牧場の家畜よりも愚かで鈍感に生きている。もちろん、全土に憤りがあり、至る所が沸騰している。しかしこの運動は空しく終わった。(…)朝鮮人の祖国愛自体は、善意の人々の間で認められないことはない。しかしその感情は、牛小屋の牛の従順以上のものではなく、それは日本人の行動によってたえず傷つけられている」。彼はさらに続ける。「もちろん哀れな朝鮮人を気の毒に思うが、日本の役所と民間人は、最もひどく人を傷つけるやり方で、朝鮮でできるあらゆることを行っている。これは人を足蹴にする政策なのだ」¹³⁾。既に、1905 年の第二次日韓条約(乙巳保護条約) —これは公式には「協約」とのみ表記されたが—によって、朝鮮の併合は確定されていたのである。

【併合から支配の確立へ—実際の政策執行に際しての挑戦】

国外地域のこの併合の後に、朝鮮への支配を確立する、日本国家にとっ

13) Geschäftsträger v. Saldern, Bericht vom 20. 11. 1905, in: Akten des Auswärtigen Amtes, Bd. 18960-4: *Die koreanische Frage, 1. 2. 1904-31. 3. 1906.*

ての第二の局面が到来した。問題は、いかに日本の支配的地位を維持・防衛するかにあった。この挑戦に対しても、日本の過去の歴史は前例をもたなかった。既に開始された台湾への植民地政策を除くと、日本の政治家は「外部的植民地」の経験を保持しなかったのである。支配の確保と維持には、大まかに言えば二つの方法がある。一つは、支配権を維持するために優先的に非暴力的な方法と手段をとる政策であり、他の一つは、このために警察的、軍事的な手段を用いることである。ソウルにおける日本の朝鮮総督府は、この両様の政策を行使した。1910年の併合から1919年3月1日の民族独立行動までの時期は、総督府（総督は陸軍将校か海軍提督であった）は、主要には軍隊の力を用いて、軍事的手段による支配を行使した（武断政治）。しかし、朝鮮民族に対するこの抑圧の形態が、より強い抵抗をもたらすだけだと判ると、総督府は非軍事的手段に傾斜し、ここに「文化的手段による支配」という第二の局面が始まったのである（文化政治）。しかし、その目的は日本側からすれば、長期的に効果のある、朝鮮人の年長の世代への「再教育」と若い世代への「教育」を通して、忠誠なる臣民を育てることにあつた。重要なことは、朝鮮人を朝鮮の地で日本帝国に文化的に統合することであり、従って、「同化」が支配の基本概念となった。別言すれば、一般には日本の諸制度への朝鮮人の同化の政策、つまり日本の学校制度とそこでの授業内容、および日本の法制度への同化の政策が、教育・行政言語としての日本語を用いて、安定した日本の支配という期待される効果を得るために採られたのである。しかし、これは可能なのだろうか？ともあれ、同化という支配の方策とその実践は、次の数十年間、1945年までの日本の植民地政策の根幹をなしたのである。

しかしなお、日本の政治家と軍人は、国外の民族に対する同化政策の体験をもたなかった。そこで、日本の指導的な政治家と軍人は、西欧の諸帝国の国外での、特にその経験を示す文書の中に、同化政策の「モデル」を求めた。そして、これを一出来る限り「現地」で調査させるために、その任務を西欧諸国の言語に堪能な研究者に委託したのである。

【プロイセン＝ドイツの同化政策に関する 1913 年の日本人の調査報告書】

ポーランドは当時、プロイセン＝ドイツとロシア、オーストリア＝ハンガリーによって分割されていた。ここで、プロイセン＝ドイツの統治地域のポーランド住民に対する同化政策の実施とその効果についての詳細な調査が、日本の植民地行政当局によって、ある研究者に委託された。私は以下で、この地域のプロイセン＝ドイツの同化政策を調査した、日本人研究者の調査報告書につき論及することとしたい¹⁴⁾。

坂口昂 (1872-1928) は、ヨーロッパ古典学 (古代ギリシャ・ローマ史学) の京都大学教授であり、また歴史編纂史の専門家でもあったが、ベルリンで数年間、レオポルト・フォン・ランケの下で研究を続けていた。彼は、その調査報告書において、いわば「賢明なアマチュア」として議論を進めている。彼によれば、ポーランド人が多数を占めるオスト・プロヴィンツ (プロイセン＝東ドイツの行政区) では、プロイセンの同化政策は 1901 年には手詰まり状態に陥った。というのは、同年、ポーゼン県でポーランド人生徒の抵抗運動が発生したからである。その際、生徒達は、教師にドイツ語ではなくポーランド語で挨拶することを始め、カトリックの宗教授業をドイツ語で行うという規則に対しても、無言の反応を押し通したのである。生徒たちのこの行動は教会の支持を得、その支持は父兄の間にも拡がっていった。1907 年になると、反抗する生徒達へのプロイセン当局の制裁措置は厳しくなり、行政側は彼らの教育権の剥奪をさへ行った。他方、この日本人観察者は、プロイセン＝ドイツの支配下で進んだポーランド人社会の変化を明敏に認識しており、それは、この支配の下でとりわけ中間層社会が発展したこと一弁証法的な発展だったが一であった。この新しく生まれた中間層は、彼らの多くの交際圏の中で、反ドイツの抵抗運動が急進

14) 朝鮮総督府 編 『独逸帝国境界地方の教育状況』、1913 年 2 月。私はここで、三島憲一氏に心からの謝意を表したい。私は、同氏からこの文書の存在を指摘され、これを渡していただいた。

化することは志向せず、それに代わってドイツ帝国の弱体化を外交上の見方から期待して、その中でポーランド人の抵抗運動が成果を挙げることを願ったのである¹⁵⁾。

坂口は、これらの運動を促した要因を四つ挙げている。第一には、ポーランド国民の独自の地位を高めようとする、ローマ・カトリック教会の尽力があった（この試みはそれ以前から今日に至るまで続けられている）。第二に、18世紀末から19世紀にかけて「自由、平等、博愛」のスローガンの下に流入した、フランス革命の思想の影響が挙げられる。さらに第三の要因には、ドイツから入ってきた物質的文化があり、そして第四の要因としては、とりわけ、厳しい同化政策に対するポーランド国民の抵抗が大きな役割を果していることが挙げられた。

以上に引き続いて、坂口は、各々の行動に対する双方の動機を探ってこれを説明し、最後に要約的に次のように結論付けている。

「普國政府及び獨逸人側はポーランドの現下の進境を以て専ら普國の教育制度によれる人民の智的向上と政府の秩序的政治に依れる人民經濟上發展とに歸し一言以て之を蔽へは獨逸の文化の恩澤に頼るものとなしポーランド人を以て獨逸の恩惠によりて獲得したる武器を逆にして反嚙を試むる忘恩者に外ならずとなせり之に反してポ人は自らも獨逸の教育と文化とに負ふ所あるを認むと雖も普國の同化政策を以て非道とし國民性の保存主義によりて極力之に反對し得へしと主張せり獨逸人はポ人が十九世紀に於て屢試みたる不穩叛亂を列舉し又彼等が秩序的に獨逸農民をポ化したるの跡を指摘し自己の同化政策か國家自存上正當防衛に出て寧

15) Achim Leschinsky / Tamiko Kuroda, Auf der Suche nach einem geeignete Modell für die Behandlung eines unterworfenen Volkes und die Rolle des Bildungssystems dabei. Auszüge aus einem japanischen Gutachten im Auftrag des Kolonialgouvernements für Korea aus dem Jahre 1913 über die Bildungspolitik Preußen-Deutschlands in dem von ihm annektierten Teil Polens“, in: *Jahrbuch für Historische Bildungsforschung*, Bd. 13 (2007), S. 289-305. この抜粋は、Yukiko Sumoto-Schwan によって、ドイツ語に翻訳されている。

ろ其の手遅なるを悔ゆると稱し之に對してポーランド人は自己の從來の運動は抑壓に對する自然の反抗に外ならずとし獨逸の文化の恩澤は之を承認歡迎するに吝ならざるも普國政府か國民の母語を禁壓し土民の領田を防遏するは是れ啻に國民性を破壊せんとするのみならず人道に忤くものなりとし因てポーランドの有識者は獨逸と普國とを區別し獨逸殊に南獨逸の同情を惹き普王國を排斥せんとす」(強調は原著者による)

ヨーロッパにおけるこの二つの隣接国民の見解を以上のようにまとめた後に、坂口は、1913年には、徹底した同化による支配というプロイセン＝ドイツ型モデルは非現実的だと断じ、それ故に、このモデルを、日本が継受すべき支配のあり方としては排除したのである。こうして、事態は新たな進展をみせ、プロイセン＝ポーランドにおける特にドイツの言語政策は、ソウルの朝鮮総督府によって次第に否定的に評価されるようになった。そのような動きは、とりわけ、1919年3月1日に勃発した朝鮮人の反日抗議行動後の局面で明らかになる。朝鮮総督府は、しばらくの間は、即ち「日本と朝鮮の一体化」(内鮮一体)が宣せられる1937年までは、支配の方法を「文化的手段」によるものに転換した。しかしこの政策も、朝鮮人の独立への志向と努力に対しては、有効なものとはならなかった。因みに、この間の経緯を振り返ったソウルからの日本の同化政策に関する1924年の報告は、「我々が予期しえぬことが起こったのだ。ポーランドがドイツ帝国の敗北(1918年)後に独立したのである」と伝えている¹⁶⁾。

今や、ソウルの朝鮮総督府にとっては、試行錯誤の政策によって、自身の日本型モデルを発展させる以外に策はなかった。しかし、坂口が同化政策を明確に否定したにもかかわらず、ソウルの日本当局は、その路線を根本的に変えることはなかった。1919年3月1日の抗議・独立運動の前は、彼らは軍事力による同化政策を貫こうとしたが、その後は、「文化的方法による支配」の時代が、同化政策を達成するために始まったのである。ここ

16) Leschinsky / Kuroda, S. 294, Anm. 10.より引用。

では、学校での日本語による教育が、朝鮮人に対して強制された。確かに、1922年に教育法が改められ、1924年には京城帝国大学が創設されて、朝鮮人学生に対する高等教育への道が基本的には開かれた。けれども、それらを通じての目的、即ち朝鮮人に対する同化の政策は変わらなかったのである。

【プロイセン＝ドイツの同化政策についての1913年の日本人調査報告書に関連するいくつかの問題点 — 「隣接地域植民地」か？ 「植民地」を一義的に解釈することへの疑問】

朝鮮で日本の同化政策が確立する過程において、「ドイツの痕跡」が見出されるのは驚くべきことである。その理由は何だったのだろうか。まず、日本の行政当局が、海外植民地におけるイギリスやフランスのような西欧列強の同化政策に、多大な関心を寄せたことは十分に考えられる。しかし、同化政策に関してプロイセン＝ドイツにも眼が向けられたということは、日本が当時、高度帝国主義時代の「植民地」の概念に直ちに当てはまらないケースでの支配のあり方も、調査の価値があると考えたことを示している。もちろん、近年では、ポーランド住民に対するプロイセン＝ドイツの行政もまた、植民地主義研究の視角から考察されるようになっているが¹⁷⁾。

では、かつてのプロイセン領オスト・プロヴィンツと日本統治下の朝鮮のケースで類似性があり、そこで比較しうる状況を慎重に考察しようとする、どのような問題が改めて生まれるのだろうか。ドイツで広く理解されている「植民地」という言葉から考えると、多くの読者は、19世紀のポーランド西部を、ドイツ植民地の歴史の一部とすることに奇異の念をもつだろう。われわれにとって、従来の通常的理解の枠組みに依拠する限りでは、朝鮮を日本の「植民地」という概念で表わすことは、一見、適切でな

17) Vgl. この点については、die Bemerkungen in: S. Conrad, *Deutsche Kolonialgeschichte*, 特に das 9. Kapitel „Kolonialismus in Europa“, S. 96-105.

いように思われる。「植民地」についてのドイツの伝統的な理解によれば、それは、19 世紀後半以降に西欧列強によって「保護地域」(“Schutzgebiet”)、「保護領」(“Protektorat”)、「総督府下の地域」(“Gouvernement”) の名の下で、本国から遠く離れた「海外領」(“Übersee”) と一括して支配された領土を指している¹⁸⁾。この考えに従えば、「植民地」とは、本国、即ち中心国の政府から分離しえない従属的な植民地行政府が統治する「海外」の領土、を意味する。さらにこの考えは、本国の私企業や国家・半国家企業が利益を得るために、その地域の人的、物的資源を搾取すること、またその地域が本国の完成製品の販売市場として利用されること、を内容として含んでいる。

今日では多くの研究者が、「1905/10 年から 1945 年までの日本統治下の朝鮮」につき、「日本の植民地支配」という言葉を使用しており、それによって、朝鮮が事実上(公式的、法的な表記は別にあつたが)、日本の「植民地」だったことを示そうとしている。しかし、この表記は、「植民地」と「植民地支配」の概念を明確に説明しない限りは、少なくとも西欧の研究者と読者がそれを西欧の意味で、即ち大洋を越えた遠隔地植民地 (Übersee-Kolonie) における「植民地支配」として理解する、という誤りを冒しかねない。「植民地主義研究」が大きく進展し、また「植民地主義」、「植民地」、「植民地支配」をそれぞれ区別して理解する研究が進んでいるとはいえ、結果として、日本と西欧のケースを一括りにして理解する、という危険性は排除できないのである。さらに私の考えるところでは、「日本統治下の朝鮮」(1910-1945) のケースは、ハンナ・アレントが提示した二つの帝国主義概念—「海外帝国主義」と「大陸帝国主義」—のいずれにも、またそこから導かれる(アレント的意味での)「植民地」という表記にも該当しない。朝鮮は、「大陸帝国主義的な」領土拡大の中で獲得された「植民地」で

18) ドイツの一般的な植民地史では、それらは 1884 年から 1920 年に限定されている。「ドイツの植民地域」では、専ら遠隔地の海外植民地が扱われている。K. Graudenz / H. M. Schindler, *Deutsche Kolonialgeschichte in Daten und Bildern*, München 1984: Südwest Verlag を見よ。

はなかった。というのは、朝鮮と日本の地は陸続きではないからである。日本の領土拡大は、大陸で進められたのではなく、日本は国境を直接陸上で接する国に侵入したわけでもなかった。他方、朝鮮を日本の「海外植民地」とすることも不適切である。なぜなら、この「海外植民地」という概念は、ヨーロッパ的な言葉の用い方では、歴史的にも文化的にも全く異なった遠隔の領土と住民を対象とするからである¹⁹⁾。日本と朝鮮の歴史と文化は、1905年から1945年までの朝鮮を「海外所有領土」または「海外植民地」と表すほどには異質のものではなかった。これに対して、19、20世紀のヨーロッパの植民地国家の場合には、上記の用語はきわめてよく妥当するのである。このように考えると、当時の支配状況に鑑みて、朝鮮を「海外植民地」とするのではなく、「境界で接する」(“angrenzend”)ないしは「隣接する」(“benachbart”)地域とすることが、おそらくはより適切である。1905-1945年の歴史的、文化的な現実に対しては、われわれは、日朝間の支配・従属関係を考慮して、朝鮮を「境界で接する植民地」(“angrenzende Kolonie”)とすることで、より実態に近づくことができるだろう。因みに、「境界で接する植民地」という概念は、近年、何人かの研究者が、第一次大戦前の「ドイツの対ポーランド政策の植民地的側面」に対して用いる概念である²⁰⁾。当時の状況をそのように見れば、オスト・プロヴィンツのポーランド住民へのプロイセン・ドイツの同化政策に対する日本の関心は、理解が可能のように思われる。私の考えでは、1910-1945年の日本・朝鮮関係のケースに関しては、「隣接地域植民地」(“Nachbarland-Kolonie”)という概念を用いる方がさらに適切だと思われる。というのは、朝鮮は、地理的には日本との陸上の直接の境界はもたず、しかしなお「隣接国」だったからである。けれども、朝鮮を「隣接地域植民地」と規定

19) Caprinoの論文は、この点を明確に分離して論じている。Das Kapitel 2 „Japan’s Development of Internal and Peripheral Assimilation“ in: M. E. Caprio, *Japanese Assimilation Policies in Colonial Korea, 1910-1945*, Seattle and London 2009: University of Washington Press, S. 49-80. を見よ。

20) Vgl. S. Conrad, *Deutsche Kolonialgeschichte*, 特に das 9. Kapitel „Kolonialismus in Europa“, S. 96-105.

すると、朝鮮での日本の植民地主義に関する研究には、さらに新たな問題が生れるだろう。その中には、単に地理的なだけでなく、歴史的、文化的な双方の「隣接性」(“Nachbarschaft”)と「近接性」(“Nähe”)が何を意味するのか、という重要な問題が含まれるのである。